関東信越税理士会 熊谷支部 5 月例会次第

日時 令和7年5月9日(金)

午前9時30分~

場所 熊谷市立文化会館

1. 会務報告

(1)4月 9日(水)	例会・関係機関との協議会	於	熊谷市立文化会館
(2)4月 9日(水)	研修会	於	熊谷市立文化会館
(3)4月 9日(水)	女性部交流会	於	レストラン「アコモデ」
(4)4月16日(水)	土地家屋調査士会熊谷支部 定時総会	於	マロウドイン熊谷
(5)4月18日(金)	埼玉司法書士会熊谷支部 定時総会	於:	キングアンバサダーホテル熊谷
(6)4月19・20	兼子重雄会員通夜・告別式	於	JA ふかやアグリホール寄居
(7)4月23日(水)	正副支部長・地域長会議	於	支部事務局
(8)4月23日(水)	熊谷税務署との協議会	於	熊谷市立商工会館
(9)4月23日(水)	総務部会	於	支部事務局
(10) 4月23日(水)	税対部会	於	熊谷市立商工会館
(11)4月25日(金)	埼玉県社会保険労務士会熊谷支部 通常総会	於	マロウドイン熊谷

2. 会務予定及び連絡事項

(1)関係機関との協議会・例会

日時 5月9日(金)午前9時30分~10時30分

場所 熊谷市立文化会館

(2)研修会

日時 5月9日(金)午前10時45分~11時45分

場所 熊谷市立文化会館

(3)支部監事監査会

日時 5月9日(金)午後2時00分~3時00分

場所 支部事務局

(4)支部予算編成会議

日時 5月9日(金)午後3時00分~

場所 支部事務局

(5)顧問相談役会

日時 5月9日(金)午後6時00分~

場所 酒蔵「はっかい」

(6)第1回支部理事会

日時 5月15日(木)午後3時00分~

場所 日本政策金融公庫

(7)熊谷税務署管内 納税貯蓄組合連合会

日時 5月19日(月)午前10時00分~

場所 熊谷市立商工会館 2階大ホール

(8)熊谷法人会 定時総会

日時 5月22日(木)午後3時00分~

場所 熊谷スポーツホテル PARK WING

(9)正副支部長・地域長会議

日時 6月6日(金)午後2時30分~3時30分

場所 支部事務局

(10)熊谷税務署との協議会

日時 6月6日(金)午後3時45分~

場所 熊谷税務署

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

瑞宝小綬章 富井晴夫会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

《転入》

山田 剛 (令和7年4月29日上尾支部より転入) 税務支援対策部 〒360-0032 熊谷市銀座3-114/アーズアーク熊谷5階 税理士法人キャンバス くまがやオフィス TEL048-594-8531

熊谷支部 会員数158名

6. 次回例会予定

日時 6月18日(水) 午後1時20分~2時50分 例会・総会提出議案説明 午後2時50分~3時20分 関係機関との協議会 午後3時30分~5時00分 第45回定期総会

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

7. 次回研修会予定

日時 8月7日(木)午後2時00分~3時50分

場所 キングアンバサダーホテル熊谷

内容 「令和7年度税制改正」

講師 本庄支部 松本純一先生

単位 2単位

8. ホームページ

熊谷支部 パスワード: kuma2012 http://www.kumazei.or.jp



県連 新 ID・ 新パスワード共に saizei0615

日税連 ユーザー名・パスワード共に: taxnz

本会 ユーザー名・パスワード共に: kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名: zei パスワード: szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和7年5月現在) 予定ですので変更になる場合もあります

	0.0 7.0 (1.)	L. Mar. On M. EM	0.114.0.0.1
8月例会	8月 7日(木)	キングアンバサダー 午後	2時00分~
9月例会	9月10日(水)	熊谷市立文化会館 午前	9時30分~
10月例会	10月10日(金)	熊谷市立文化会館 午前	9時30分~
11月例会	11月12日(水)	熊谷市立文化会館 午前1	0時30分~
12月例会	12月11日(木)	キングアンバサダー 午後	2時00分~
1月例会	1月14日(水)	熊谷市立文化会館 午前	9時30分~
2月例会	2月 6日(金)	キングアンバサダー	未定
3月例会	3月23日(月)	キングアンバサダー 午後	2時00分~

熊谷支部会員各位

関東信越税理士会熊谷支部 支部長 森田 正男 副支部長 安原 宣彦 税対部長 大久保 秀彦

確定申告期税務支援事業アンケート結果報告

税理士会熊谷支部会員の皆様方におかれましては日頃から支部活動にご協力いただきまして 誠にありがとうございます。確定申告期の税務支援事業に関するアンケートの結果をご報告いた します。

- ◎アンケート期間 令和7年3月19日~4月11日
- ◎回収件数/熊谷支部会員総数 21/160 (回収率 13.1%) ※前年回収率 10.1%

1. キララ上柴会場での申告指導について

現状のままでよい 5名 改善すべきである 5名

[主な意見]

- ◎キララ上柴会場は、高齢者の来場者が多く、スマホによる申告相談は不向きである。
- ◎多くの高齢者は、毎年キララ上柴会場で済ましてきており、「来年は自身で行おう」という意識に乏しく、スマホ申告を指導することは無意味である。
- ◎申告書の控えを印刷して渡すことができないため、そこで断念する相談者が多くいた。スマホ申告の方でも希望があれば申告会場で印刷できるようにするべきだと感じた。
- ◎相談者のスマホで作業を行うため、会員とのやり取りに不自由があった。相談会場でのスマホ申告の目的が「今後は会場に来なくても自分で申告ができるようにする」ためだとするなら、画面共有できるディスプレイと接続させるなど、単に申告するだけでなく「指導」ができるように工夫してほしい。
- ◎ P C 対応担当者、スマホ対応申告担当者を事前に決めてしまって欲しい。
- ◎スマホ申告について、納税者のスマホ性能が低く画面フリーズしてしまう場合や、納税者が誤って操作途中の画面を消してしまう場合があり、PCでの申告に比べて時間がかかった。無理にスマホ申告を勧めるのではなく、日頃からスマホ操作に慣れている方に限定してスマホ申告を行い、多くの方はPCでの申告を行うことが効率的であると考える。
- ◎待ち時間の間に e-Tax の利用者識別番号や暗証番号の取得情報 (暗証番号を忘れていないかの確認を含む)を行っていただき、未取得の納税者に関しては相談の席につく前に職員の方にサポートしていただくことで、納税者・職員・税理士の全員にとってメリットがあると考える。
- ◎スマホ申告のマイナンバーカード方式は、税理士自身が触れる機会が少なく、また相談者のマイナポータル連携の状況もよくわからないので、会場ではIDPW方式で統一した方がいいのではないか。

- ◎スマホ申告支援2年目でだいぶ慣れてきたように感じる。
- ◎午後になるとヒマになる傾向がある。申告スピードを予測することは難しいと理解しているが、 もう少し受付の調整が必要(予備枠を設けるなど)。
- ◎納税者に向けて研修を行うなど、税務署が主導してスマホ申告の操作方法を伝えていくべき。
- ◎ P C・スマホで同人数配置にもかかわらず、スマホ申告の希望者が少なく手持無沙汰になって しまうことがあった。
- ◎ゆくゆくは予約方式にする(国税にならって)としたら、予約受付管理する窓口は署・市町村のいずれかでしてもらい、支部の事務局での負担にしない方向で。

2. 商工会議所・商工会での青色申告指導について

現状のままでよい 8名 改善すべきである 0名

[主な意見]

- ◎前年商工会議所の無料相談に従事しているが、e-Tax にて申告する者と紙ベースでの申告と区分されていて、なかなか紙ベースの者を e-Tax への移行は難しい。
- ◎商工会議所・商工会でもスマホ申告の普及を意識してもらいたい。
- ◎対応事務所の決定は会員から希望者を募り、ローテーション的に分担する方法はどうか。
- ◎相手先とのノウハウ・コミュニケーションは会の引継ぎ事項としておくと、誰でも対応しやすくなるのでは?
- ◎新入会員のポジションとするのが長い目で見て望ましいのではないか。

3. 農業青色申告指導について

現状のままでよい 9名 改善すべきである 1名

[主な意見]

- ◎農業所得のない青申会会員の存在について、他の会員や J A担当者は問題視しているようである。
- ◎私物パソコンを持ち込みクラウド型会計ソフトの操作方法を教わろうとする(しかも結構な長時間)納税者がいた。一般的な経理処理方法や仕訳は教えられても、会計ソフトの操作方法を聞かれるのは困る。
- ◎支店数が多いので、税務支援が多く重なる日がある。そうなると配置が難しいので、農協単位で平坦化してほしい。
- ◎対応事務所の決定は会員から希望者を募り、ローテーション的に分担する方法はどうか。
- ◎相手先とのノウハウ・コミュニケーションは会の引継ぎ事項としておくと、誰でも対応しやす くなるのでは?
- ◎新入会員のポジションとするのが長い目で見て望ましいのではないか。

4. コールセンターの税務相談について

現状のままでよい 13名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ◎従事希望者の希望を優先として割当て、不足分を順番にて割り当てる方法も望ましいと思う。
- ◎従事時間等も現状のままでいいかと思う。
- ◎庁ホームページの確定申告書作成コーナーのうち「住宅借入金等特別控除」等については、具体的な収入・所得等がわからないと納税者が疑問に思っている画面に到達しないため回答できない。したがって、給与所得者の「源泉徴収票の入力事項」「住宅借入金等特別控除の入力事項」を記載した一例を用意してほしい。
- ◎納税者は、所轄税務署の職員が対応しているものとの思い込んでいるので、税務署ではなくコールセンターである旨を納税者にアナウンス等で明確に伝えてほしい。
- ◎従事日数の各支部への割振りについて、支部会員数を基にすることは出来ないものか。
- ◎午前と午後を別枠にするのはどうだろうか。コールセンターでの丸一日は、時間・体力・精神の消耗が激しい。さいたま新都心までの移動時間がかかり、早朝出発しないといけない先生方も従事しやすくなるかと思う。
- ◎昼食休憩時における食事の選択肢の少なさ、満足度の低さも希望者不足の一因と考えている。
- ◎コールセンター従事は、税理士の研修にもなる。
- ◎確定申告書作成コーナーの入力の仕方についての問い合わせがあった際に、どこの箇所を指しているのかすぐに把握できるように、事前に各席に確定申告書作成コーナーのスクリーンショットを印刷して備えておくなど、迅速に対応できるようにしていただくのが望ましい。
- ◎当面対応可能な先生にお願いして乗り切ることが出来ればと思っている。

5. 会員事務所での申告相談について

現状のままでよい 11名 改善すべきである 3名

[主な意見]

- ◎市の広報誌に無料申告相談の日、担当税理士名及び電話番号を掲載した方が良い。
- ◎日々事務所にいないので、一方的に相談日を決定されても困ることがある。
- ◎『確定申告期における申告相談実施要領集』40 ページに、申告書の提出について「原則として「原則として納税者本人が所轄税務署に提出」とあるが、「可能な限り(中略)納税者本人送信を指導する」のは敷居が高いと思われる。そこまでやらなければならないのか。また「原則として」に対して例外や特例というのはあるのか。
- ◎廃止すべき (すでに時代錯誤の感じがする)

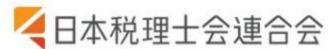
6. その他、税務支援全般に関してのご意見

[主な意見]

- ◎スマホ研修で使用した練習問題については、正解を記載した確定申告書を研修時に配布した方が良い。
- ◎従事者各支部割当て(配分)について、支部によっては「希望しても希望者が多すぎて従事できない」という支部もあるらしい。従事者については県下全体で考えるべき。

- ◎コールセンターの順番従事に賛成(会員事務所での申告相談のような割当て方法)。
- ◎コールセンター従事割当について、浦和・大宮支部など会員数の多い支部の割当を増やせない ものか。
- ◎支部によっては従事要請件数が所属する会員数よりも少ないため、税務支援に関わらない会員が多くいるところもある(ちなみに熊谷支部は従事要請件数が今年度218件に対し、会員数は160名[内70歳以下は101名])。コールセンター従事はこれも考慮してほしい。
- ◎国税庁ではデジタル税務行政という方針のもと e-Tax やスマホ申告の普及拡大に努めているが、件数だけに囚われずに現場からも感じてもらいたい。デジタル弱者(高齢者など)に対しての浸透度は依然として低く、習得できるだけの基本技術を持てないことから、今後も取り残される傾向にあると思われる。このようなデジタル弱者に操作方法を伝えるよりも、若いデジタル世代に申告・計算の仕組みを伝える方が効率的に思える。若い世代に講習を行うなり、納税者に若い世代の同席を求めるなり、普及拡大の直接のターゲットを若い世代に当てることも大切かと思う。そうすれば高齢の納税者も家族に申告を手伝ってもらうことができ、結果的に来場者を減らすことができると思っている。
- ◎確定申告期にこだわらずにスマホ申告を勧奨していくために、練習問題集をリーフレットにしてゲーム感覚で習得させる方法を検討してほしい。
- ◎税務署からも会員に対して、税務支援の呼びかけをしてほしい。日本税理士会連合会会則において「第66条税理士会は、本会の定めるところにより、次の各号に掲げる税務支援を実施しなければならない。」とある。せめて受託事業だけでも注意喚起に協力してほしい。
- ◎例会時及び会員宛てFAXで10~11月頃複数回にかけて、不足分について割当てを行うことを周知する(どうしても嫌な人は、希望聴取時の返信・FAXで嫌だと書いてくるのではないか?)。
- ◎県内各支部の対応状況を調べて、余裕のある支部に分担を依頼というか県連で調整する、局のコールセンター的な運営はどうか。
- ◎局にコールセンターもあり、会全体で対応できる件数を無制限に受け入れない方向を表明していく必要があるのでは。





サイト内検索

検索

ホーム 税理士とは 税についての相談 税理士を目指す 日本税理士会連合会とは 税理士会の事業 お知らせ

☆ 会員専用ページ

ホーム>お知らせ

次世代の税理士用電子証明書の申込受付スケジュールについて

2025年4月25日 お知らせ

現在、会員各位に発行している第五世代の税理士用電子証明書は、令和8年3月31 日に有効期限を迎えます。そこ で、令和7年8月より第六世代の税理士用電子証明書の発行を開始します。

第六世代の税理士用電子証明書は、リモート署名方式と税理士認証カードを組み合わせたものです。

税理士認証カードについては、全税理士会員に対して令和7年8月以降順次、税理士名簿に基づく事務所所在地に一般 書留郵便で発送します。

税理士認証カードを受け取り後、オンラインまたは書面により、第六世代の税理士用電子証明書をお申込みくださ 610

税理士認証カードは下記スケジュールに基づき、順次発送となります。ご所属の税理士会により税理士認証カードの 発送開始時期が異なりますので、ご注意ください。

2025年	(令和7年)			
	8月	9月	10月	11月
北陸会、中国会、四国会、九州北部会、南九州会、沖縄 会に所属する会員	14日(木)			
北海道会、東北会、名古屋会、東海会に所属する会員	25日(月)			
近畿会に所属する会員		16日(火)		
東京地方会、千葉県会、関東信越会に所属する会員			6日(月)	
東京会に所属する会員				4日(火)

※7月以降の新規登録者については、登録月の月末~翌月初を目途に税理士認証カードを一斉発送の予定です。

【留意事項】

- ・オンライン申込みの場合、第五世代の税理士用電子証明書またはマイナンバーカード(署名用電子証明書が格納され ているもの)を利用することで、住民票等の添付書類の提出が不要となります。
- ・申込時において、税理士名簿に登録された内容(自宅住所、氏名等)に変更がある場合は電子証明書を発行すること ができません。事前に税理士名簿の変更登録を行ってください。
- ・第五世代の税理士用電子証明書の申込受付は令和7年7月15日(火)申込書到着分をもって終了します。

お知らせ

- ▶ 2025年
- ▶ 2024年
- ▶ 2023年
- ▶ 2022年
- ▶ 2021年
- ▶ 2020年
- ▶ 2019年
- ▶ 2018年
- ▶ 2017年
- ▶ 2016年
- 2016年1月以前の納税者向けのお知らせ
- 2016年1月以前の税理士向けのお知らせ

税理士を探す



サイトについて プライバシーポリシー 個人情報の保護に関する方針 特定個人情報等の適正な取扱いに関する基本方針 本ホームページにおける⑥税理士会広報キャラクター「にちぜいくん」の画像については、無断使用・無断転載を固く禁止します



第六世代税理士用電子証明書 紹介動画 「第六世代税理士用電子証明書の概要」編

- ・01_リモート署名方式での電子証明書発行サービス https://player.vimeo.com/video/1028301351?
- ・02_リモート署名方式の活用事例https://player.vimeo.com/video/1028302070?

※パスワードの入力を求められた場合は、いずれも 【dairoku】となります。

熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
6月 2日(月)	大久保匡志	
6月 5日(木)	荻野晴美	
6月 9日(月)	黒須克仁	
6月12日(木)	髙岡 洋	
6月16日(月)	武田匡哉	
6月19日(木)	田島弘	
6月23日(月)	土屋政信	
6月26日(木)	中村文男	
6月30日(月)	西尾裕之	
7月 3日(木)	濵野高志	
7月 7日(月)	福島繁夫	
7月10日(木)	松本浩之	
7月14日(月)	横村啓訓	
7月17日(木)	新井弘貴	
7月24日(木)	小林賢一郎	
7月28日(月)	小室真一	
7月31日(木)	深田義樹	
8月 4日(月)	山本文子	
8月18日(月)	吉橋理沙	
8月21日(木)	吉田 厚	
8月25日(月)	井口大輔	
8月28日(木)	岡本祐一	

^{*}電話相談になっています。午後1時30分~4時。

^{*}原則として予約制のため、予約の無い場合は事務所待機にて対応してください。

県知事による承認制度のご案内









√埼玉県は、挑戦する企業を応援します!/

「経営革新計画承認制度」とは ※本案内は令和7年3月時点の情報に基づいて作成しています

埼玉県では、中小企業等経営強化法に基づき、「経営革新計画」を承認しています。 承認を受けると、さまざまな支援措置を利用することが可能となり、事業者の皆様の業績拡大、 向上が期待されます。 *特定事業者の範囲

対象:本社登記が県内の*特定事業者で、1年以上の事業実績が ある企業(個人事業主※)の皆様

※個人の場合は県内に住民票上の住所を有する方が対象です。

業種	従業員基準※
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	300人以下

承認を受ける メリットは?

※常時使用する従業員数(事業主、法人の役員、臨時の従業員 は含まない)

新しい取り組みをスタートするきっかけになる

3~8年先の中期的計画を作成することで、漠然と想っていたことが具体化され、 経営目標が明確になります。また、マーケットや現状の分析により、自社の課題を 見つめなおすことができます。



✓ 社員のモチベーションUP、後継者育成に繋がる

経営者・後継者が計画を紙面に落とし込むことで、計画が「見える化」され、 経営方針が社員に浸透し、モチベーションアップにつながります。 また、経営目標の共有により、目標達成に努力する組織体制が実現できます。

経営革新計画承認企業の声



ポイント1 信用力が向上! 金融機関への信用力が向上した。

取引先からの信用が増した。

ポイント2 計画経営に転換! 計画立案の手法を取得できた。

夢の実現に向けた、具体的なスケジュールを作成できた。

ポイント3 知名度が向上! 県のHPに掲載されてから、問い合わせが増えた。

営業活動の際の話題提供に活用できた。





計画の内容

計画は、「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を目指す内容である必要があります。

- Q. 「新事業活動」とは?
- A. 以下の6つの分類のいずれかに該当するものをいいます。
 - ①新商品の開発
 - ②新しいサービスの開発又は提供
 - ③商品の新たな生産又は販売の方式の導入
 - ④サービスの新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動
 - ⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用
 - ⑥その他の新たな事業活動
- Q. 「経営の相当程度の向上」とは?
- A. 計画終了時において、右表に掲げる数値を超える伸び率を 設定する必要があります。

事業期間	「付加価値額」又は 「一人当たりの付加 価値額(※)」の伸び率	「給与支給総額」 の伸び率
3年計画	9%以上	4. 5%以上
4年計画	12%以上	6%以上
5年計画	15%以上	7. 5%以上

事業期間とは:計画期間のうち研究開発期間を除く 新事業活動を実施する期間

付加価値額=営業利益+人件費+減価償却費 (※) 付加価値額を従業員数で割ったもの 給与支給総額=給料+賃金+賞与+各種手当

承認までの流れ

STEP 1 STEP 2 STEP

相談

お近くの商工会議所・商工会、 団体中央会、または県産業振興 公社等にご相談ください。 計画作成

自社の現状・課題・外部環境 などを分析して、新たな取組 をまとめます。 申請・承認

計画を完成させ、申請書を提出。 審査を経て、**承認書** が交付されます。

相談から承認までを商工会議所、商工会等がバックアップ!!



中小企業診断士などの専門家が、貴社の「強み・弱み」などの現状分析や市場分析、計画作成を支援します。

【必要書類】

申請書、事業計画書、 決算書(3期分)、登記簿 謄本、定款、会社案内

申請書等の様式は下記のホームページからダウンロードできます。 https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a02.html



承認企業への支援内容(メリット)

<u>県制度融資</u>

- ・産業創造資金(経営革新計画促進貸付) 経営革新計画の実行に必要となる資金への融資 (最大1億円まで)
- ・小規模事業資金(経営革新企業特例) 通常より0.1%低い金利を適用 従業員数が20人(商業・サービス業は原則5人) 以下の企業を対象に設備や運転資金の融資
- ※詳細は県ホームページ等でご確認ください。

 ⇒ https://www.pref.saitama.lg.jp/a0805/seidoyushi/

計画実行のための専門家派遣

中小企業診断士等によるアドバイスが受けられます!

販売力強化のための専門家派遣 経験豊富な企業OB等を派遣します!

信用保証の特例

信用保証協会からの債務保証に際しての特例

㈱日本政策金融公庫による融資

通常よりも優遇された特別貸付

- ※<u>ただし、経営革新計画の承認は貸付等の支援策の利用を保証するものではありません。</u> 各種支援を利用するためには別途申請や**それぞれの機関における審査を通ることが必要**です。
- ※上記の他、県や商工団体も計画の実行に向けたフォローアップ支援を行います。

埼玉県知事承認

令和6年度「彩の国経営革新モデル企業」

(優れた取組事例)

■有限会社エンゼル製菓 (桶川市/パン・菓子製造業)

【承認テーマ】 一般消費者向けの 新しい販路の開拓



地元農家のいちごを 使用したクリスマスケーキ

■鳥居観光株式会社 (飯能市/その他の宿泊業)

【承認テーマ】 築120年の古民家を

活用し地元素材を 提供する、古民家 レストラン事業の開始



古民家を活用したレストラン『古民家ひらぬま』

■株式会社第五企画 (熊谷市/広告業)

【承認テーマ】 広告印刷物・販促物の 新規顧客開拓および WEBを活用した事業展開



WEB広告を中心とした 新事業展開

■株式会社名取製作所 (上尾市/自動車・同附属品製造業)

【承認テーマ】

最新CNCフォーミング機導入によるプレス専用金型レスに向けた加工技術開発



CNCフォーミング機を 使った加工

■「彩の国経営革新モデル企業」とは・・・

「経営革新計画」の実践によって着実な成果を上げた企業を他の中小企業の模範として県が指定するものです。 彩の国経営革新モデル企業の取組は、県HPで紹介しています。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a05.html)

■あなたの街や同業者の承認企業を検索してみませんか? 計画実行中の企業を、県HPで紹介しています。(https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/a04.html)

経営革新シンボルマーク

埼玉県では経営革新計画の承認を受けられた企業のPRを推進するため、埼玉県のマスコット「コバトン」を使用したシンボルマークを作成しています。

経営革新計画を実行中の企業であれば、このシンボルマークを会社案内や名刺等の無償配布物に活用いただくことができます。

ぜひとも経営革新計画にチャレンジし、承認を受けられた後はシンボルマークをご活用ください。



埼玉県経営革新計画承認企業

経営革新計画に関連する令和7年度補助金の御案内

●埼玉県中小企業人手不足対応支援事業補助金

人手不足の課題解決に向け、機器・ITツール等の導入による省力化に取り組み、成長を目指す県内中小企業等に対し設備投資に要する経費の一部を補助します。

審査にあたって、経営革新計画(計画期間中)の承認が加点となります。

詳細は下記ホームページをご覧ください。

URL: https://www.pref.saitama.lg.jp/a0803/hitodebusoku/index.html

申請の相談・申請書類の提出は下記 商工団体 等 窓口へ

※経営革新計画の相談や申請書類の提出先は、 原則、本社所在地の商工団体等になります。

●商工会議所(五十音順)/商工会議所連合会

上尾商工会議所 048-773-3111 越谷商工会議所 048-966-6111 所沢商工会議所 04-2922-2196 川越商工会議所 049-229-1810 さいたま商工会議所 048-641-0084 飯能商工会議所 042-974-3111 川口商工会議所 深谷商工会議所 048-228-2220 狭山商工会議所 04-2954-3333 048-571-2145 春日部商工会議所 048-763-1122 草加商工会議所 048-928-8111 本庄商工会議所 0495-22-5241 行田商工会議所 048-556-4111 秩父商工会議所 0494-22-4411 蕨商工会議所 048-432-2655 熊谷商工会議所 048-521-4600 一般社団法人 埼玉県商工会議所連合会 048-647-4115

●商工会(五十音順) / 商工会連合会

朝霞市商工会 048-470-5959 志木市商工会 048-471-0049 富士見市商工会 049-251-7801 荒川商工会 0494-54-1059 庄和商工会 048-746-0611 ふじみ野市商工会 049-261-3156 伊奈町商工会 048-722-3751 白岡市商工会 0480-92-9151 松伏町商工会 048-992-1771 入間市商工会 04-2964-1212 杉戸町商工会 0480-32-3719 三郷市商工会 048-952-1231 小川町商工会 0493-72-0280 鶴ヶ島市商工会 049-287-1255 美里町商工会 0495-76-0144 ときがわ町商工会 桶川市商工会 048-786-0903 0493-65-0170 皆野町商工会 0494-62-1311 越生町商工会 戸田市商工会 049-292-2021 048-441-2617 南河原商工会 048-557-0742 加須市商工会 長瀞町商工会 0480-61-0842 0494-66-0268 宮代町商工会 0480-35-1661 神川町商工会 滑川町商工会 0495-77-3181 0493-56-3110 三芳町商工会 049-274-1110 上里町商工会 0495-33-0520 新座市商工会 048-478-0055 毛呂山町商工会 049-294-1545 川島町商工会 049-297-6565 西秩父商工会 0494-75-1381 八潮市商工会 048-996-1926 北本市商工会 048-591-4461 蓮田市商工会 048-769-1661 吉川市商工会 048-981-1211 久喜市商工会 0480-21-1154 鳩山町商工会 049-296-0591 吉見町商工会 0493-54-0701 くまがや市商工会 048-588-0140 羽生市商工会 048-561-2134 寄居町商工会 048-581-2161 鴻巣市商工会 048-541-1008 東秩父村商工会 0493-82-1315 嵐山町商工会 0493-62-2895 児玉商工会 和光市商工会 0495-72-1556 東松山市商工会 0493-22-0761 048-464-3552 坂戸市商工会 049-282-1331 日高市商工会 042-985-2311 埼玉県商工会連合会 048-641-3617 幸手市商工会 0480-43-3830 ふかや市商工会 048-584-2325

- ●組合及び組合事業者向け 埼玉県中小企業団体中央会 048-641-1315
- ●その他 公益財団法人埼玉県産業振興公社 048-647-4085

申請先(埼玉県機関)

※埼玉県では、上記の商工団体 等 を通じて申請を受付けています

北部地域振興センター <u>本庄事務所</u> 〒367-0026 本庄市朝日町1-4-6 本庄地方庁舎内 電話0495-24-1110 川越比企地域振興センター <u>東松山事務所</u> 〒355-0024

北部地域振興センター 〒360-0031 熊谷市末広3-9-1 熊谷地方庁舎内 電話048-578-4573

皆野町

横瀬町

科公林

越生町

毛呂山町

利根地域振興センター 〒361-0052 行田市本丸2-20 行田地方庁舎内 雷話048-555-1110

羽生市

県央地域振興センター 〒362-0002 上尾市南239-1 上尾地方庁舎内

電話048-777-1110

東松山市六軒町5-1 東松山地方庁舎内 電話0493-24-1110

〒368-0042 秩父市東町29-20 秩父地方庁舎内

秩父地域振興センター

電話0494-24-1110

川越比企地域振興センター

〒350-1124 川越市新宿町1-17-17 ウェスタ川越公共施設棟内 電話049-244-1110

西部地域振興センター

秩父市

小商野町

〒359-0042 所沢市並木1-8-1 所沢地方庁舎内 電話04-2993-1110

県庁(産業支援課)

入間市

滑川町

坂戸市

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 埼玉県庁本庁舎 電話048-830-3910

所沢市

東部地域振興センター

草加市

松伏田

吉川市

〒344-0038 春日部市大沼1-76 春日部地方庁舎内 電話048-737-1110



令和7年4月 ▶ 令和8年3月

承継個別相談会

事業承継は、早めの準備、計画的な取組が重要です。 まずは、事業承継に関するお悩みについて専門家に相談してみませんか?

M&Aの事業承継について知りたい

何から準備したらよいか分からない



- 会場・開催日時
 - **♀** ふれあいキューブ

春日部市南1-1-7(春日部駅西口より徒歩5分) 毎月第1・3火曜日

♀ ウェスタ川越

川越市新宿町1-17-17 (川越駅西口より徒歩5分) 毎月第2・4木曜日

(\) 開催時間 ------

開催時間は両会場共通です。

- · 10:00~11:30
- 13:00~14:30
- 15:00~16:30

対象

申込方法

埼玉県内の中小企業経営者または 個人事業主等

相談員

埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター スタッフ(中小企業診断士等)

メールまたはFAXによりお申込みください。 (ご予約は先着順です)

申込期限:相談希望日の一週間前

裏面の申込書に必要事項を記入の上、

- ※ ご相談内容によっては、当日所定の資料のご準備を お願いする場合もあります。予めご了承ください。
 - ▼ 相談会の詳細はこちら(県ホームページ)



埼玉県マスコット 「コバトン」「さいたまっち」

申込先・お問い合わせ

埼玉県 産業労働部 産業支援課 経営革新支援担当 **L** 048 (830) 3910 FAX: 048 (830) 4813 ☑ a3770-22@pref.saitama.lg.jp

主催:埼玉県

共催:埼玉県事業承継・引継ぎ支援センター

ふれあいキューブ指定管理者 株式会社コンベンションリンケージ、ウェスタ川越指定管理者 NeCST

事業承継個別相談会 申込書

【送付先】

埼玉県産業労働部産業支援課 行

メール: a3770-22@pref.saitama.lg.jp

FAX: 048-830-4813

ふりがな					
事業所名			業種		
ふりがな	年	龄	ふりがな		代表者との関係
代表者名 (役 職)			相談者名 (役 職)		
	-			•	
所在地					
	※ 日時の調整などをご連絡する	場合か	、 ありますので、」	必ずご記入ください。	
希望連絡先	TEL:				
	メールアドレス:				
ご相談内容	□ 親族への承継 □ 役員・従業員への承継 □ 第三者承継(M&A等)				
(複数☑可) 	□ その他()
【春日部会場】第1·3火曜日 ふれあいキューブ 5階 創業支援ルーム 相談室					
【川越会場】	第2木曜日 ウェスタ川越 3	3階 丿	越比企地域排	辰興センター 中会議室C	
	第4木曜日 // // // // // // // // // // // // //	5階 創	創業支援ルーム	4 相談室	
希望する会場・日時をご記入ください。 ※ 申込状況によって、調整させていただく場合があります。					
会場	 □ 春日部 □ 川越 				
第1希望	令和 年 月 E	∃ ()		
	□ 10:00~11:30 □	13:0	0~14:30	□ 15:00~16:30	
第2希望 第2希望		∃ (
	□ 10:00~11:30 □			□ 15:00~16:30	
第3希望		∃(12.0	•	П 15.00 14.00	
	□ 10:00~11:30 □	13:0	U~14:3U	□ 15:00~16:30	

[※] ご記入いただいた情報は、埼玉県、埼玉県事業承継・引継ぎ支援センターが、以下の目的の範囲内でのみ利用いたします。 (本相談会の実施・運営、アンケート調査、セミナー等の情報提供)

埼税協熊谷地域5月例会

令和7年5月9日金

<会務報告>

令和7年4月10日休 日本生命 VIP 代理店推進会議

15:00~清水園

令和7年4月28日(月) 第2回常務理事会・第2回地域長会

12:30~ロイヤルパインズホテル浦和

大同生命「総合事業保障プラン」推進会議

14:45~ロイヤルパインズホテル浦和

<会務予定>

令和7年5月14日冰 朝日生命代理店推進会議代理店推進協議会

15:30~清水園

<提携企業インフォメーション>